

令和8年度鹿児島県介護サービス事業所等物価高騰対策支援 事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、国が定める公定価格等により運営を行っている介護サービス事業所、介護保険施設等（以下「事業所等」という。）が、物価高騰の影響を受け、厳しい経営環境に置かれていることから、安心・安全で質の高いサービスを提供し、安定的な運営を行えるよう、ＬＰガス使用に係る経費の価格高騰分の一部を支援するために「介護サービス事業所等物価高騰対策支援給付金」（以下「給付金」という。）を支給する事業を実施するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）給付金

前条の目的を達するために、鹿児島県（以下「県」という。）によって贈与される、ＬＰガスを使用する事業所等への給付金をいう。

（2）対象サービス

別表に掲げるサービスをいう。

（3）支給対象事業所等

鹿児島県内に所在し、令和8年7月1日時点で指定を受けている事業所等のうち、令和8年4月1日から同年6月30日までの間に提供した対象サービスに係る介護報酬の支払実績等があるものをいう。

（支給対象外事業所等）

第3条 前条第3号の規定にかかわらず、次に掲げる事業所等は、給付金の支給の対象外とする。

（1）市町村、一部事務組合等が設置した事業所等

（2）令和8年7月1日時点で休止している事業所等

（3）本事業の趣旨に照らして適当でないと鹿児島県知事（以下「知事」という。）が認めた者が設置する事業所等

（4）鹿児島市内に所在する軽費老人ホーム

（給付金の支給等）

第4条 知事は、支給対象事業所等に対し、この要綱の定めるところにより、給付金を支給するものとする。

2 前項の規定により支給対象事業所等に支給する給付金の額は、別表のとおりとする。

(給付金の支給回数)

第5条 給付金の支給は、1支給対象事業所等につき1回限りとする。

(支給申請)

第6条 支給対象事業所等のうち、LPガス使用に係る経費に対する給付金の支給を受けようとする事業所等は、次に掲げる書類を提出することによりLPガス使用事業所等である旨を申し出るものとする。ただし、従前の介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業において、LPガス使用事業所等である旨を申し出ており、令和8年7月1日時点でも継続してサービスを提供している場合は、当該申出があったものとみなす。

(1) 提出書類

ア 申出書（別記第1号様式）

イ LPガスの使用を証する書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

(支給の通知等)

第7条 知事は、支給対象事業所等ごとに支給する給付金を決定したときは、支給対象事業所等に対し、給付金支給の通知を行うものとする。

2 支給対象事業所等は、別記第2号様式により、給付金の受給の辞退を申し出ることができる。

3 知事は、知事が別に定める期限までに前項の申出がないときは、給付金の贈与契約が成立したものとみなして、速やかに支給対象事業所等に対して給付金を支給するものとする。

4 支給対象事業所等に該当する可能性があるにもかかわらず、第1項の通知の対象となっていない事業所等は、別記第3号様式により支給対象事業所等であることを申し立てることができる。

5 知事は、知事が定める期限までに前項の申立てを受理した場合は、その内容を審査するものとする。

(給付金の支給方式)

第8条 給付金の支給は、次に掲げる方式のいずれかにより行う。

(1) 登録口座振込方式

支給対象事業所等が介護保険サービス等報酬の振込用として鹿児島県国民健康保険団体連合会に登録している口座又は県からの補助金等の受取口座（以下「登録口座」という。）に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式

支給対象事業所等が、知事が別に定める日までに、別記第4号様式により登録口座に代わる口座を届け出た場合に、当該届出があった口座（以下「届出口座」という。）に振り込む方式

(給付金の支給等に関する周知)

第9条 知事は、本事業の実施に当たり、支給対象事業所等の要件、申出の方法その他の事業の概要について、広報その他の方法により、事業所等へ周知するものとする。

(給付金が支給できなかった場合等の取扱い)

第10条 第8条の規定により知事が登録口座又は届出口座に給付金の支給を行う手続を行ったにもかかわらず、当該口座の解約又は変更等により令和9年3月31日までに振込が完了できない場合は、第7条第3項の規定による贈与契約は解除されるものとする。

(贈与契約の解除)

第11条 知事は、給付金の支給を行った後に、支給要件に該当しない事実又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた事実等が発覚した場合は、贈与契約を解除することができる。

(不当利得の返還)

第12条 知事は、前条の規定により贈与契約の解除をしたときは、贈与契約を解除された者に対し、給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月23日から施行する。

別表（第２条、第４条関係）

令和８年度鹿児島県介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業
の対象サービス及び給付金の額

	対象サービス名	給付金の額
入所・ 居住系	介護老人福祉施設	定額（定員規模別）
	介護老人保健施設	
	介護医療院	101人以上
	軽費老人ホーム （鹿児島市内に所在する事業所を除く）	68,000円/事業所
	短期入所生活介護（単独型のみ）	71 ～ 100人
	短期入所療養介護（単独型のみ）	41,000円/事業所
	特定施設入居者生活介護	41 ～ 70人
	認知症対応型共同生活介護	27,000円/事業所
	地域密着型特定施設入居者生活介護	1 ～ 40人
	地域密着型介護老人福祉施設	13,000円/事業所
通所系	通所介護	定額 9,000 円/事業所
	地域密着型通所介護	
	認知症対応型通所介護	
	通所リハビリテーション（みなし含む）	
多機能系	小規模多機能型居宅介護	定額 9,000 円/事業所
	看護小規模多機能型居宅介護	

注１ 介護予防を除く。ただし、介護予防のみを実施している事業所については、給付の対象とする。

注２ みなし指定の事業所等を含む。